

令和7年8月25日（月）

於・農林水産省8階 中央会議室（Web会議併催）

太平洋広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会、

日本海・九州西広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会

及び瀬戸内海広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会

第5回 合同会議

議事速記録

太平洋広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会、
日本海・九州西広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会
及び瀬戸内海広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会
第5回合同会議

日時：令和7年8月25日（月）

13:30～16:21

場所：農林水産省8階 中央会議室

議事次第

1. 開会

2. 挨拶

3. 議題

① くろまぐろ遊漁の管理について

I. 令和7年度における管理について

II. 採捕数量の超過分・未利用分に関する考え方について

② その他

4. 閉会

午後 1 時 30 分 開会

○原課長補佐 予定の時刻となりました。ただいまから太平洋、日本海・九州西及び瀬戸内海の各くろまぐろ遊漁専門部会第5回合同会議を開催させていただきます。

議事に入るまでの間、私・原が進行を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず、委員の御出席の状況でございます。

本日、委員8名全てが出席されていますので……

○中村室長 桜井委員がまだウェブに入られておりません。出席予定ではあります。

○原課長補佐 今、桜井委員がウェブに入っていないということですが、出席される予定ですので、このまま進めさせていただきます。

合同会議事務規程第6条によりまして、本合同会議は成立していることをお伝えしております。

続きまして、会議の開催に当たりまして、水産庁資源管理部長の魚谷から一言御挨拶申し上げます。

よろしくお願ひいたします。

○魚谷部長 皆さん、こんにちは。水産庁資源管理部長の魚谷でございます。

太平洋、日本海・九州西、瀬戸内海の各広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会第5回合同会議の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

初めに、委員の皆様方におかれましては御多忙のところ、また大変お暑い中、御出席を頂きまして誠にありがとうございます。

このくろまぐろ遊漁専門部会でございますが、前回の第4回合同会議では、令和8年4月から開始される届出制に関して積極的に御議論を頂きました。一方、令和7年度——今年度の管理でございますけれども、現在、毎月5トンの採捕数量の管理につきましては、例年以上にクロマグロの採捕の積み上がりが早く、非常に難しい対応となっているところでございます。

本日は、8月までのクロマグロ遊漁の採捕状況を踏まえまして、9月以降の管理方法についてどうしていくべきかという点について御議論をお願いしたいと考えております。委員の皆様方におかれましては忌憚のない御意見を頂き、実りある合同会議になることを祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○原課長補佐 ウェブ出席の岡委員、柏瀬委員におかれましては、発言時以外はマイクをミュートにしてください。また、御発言される際は「挙手」ボタンにより、議長から合図した後に御発言をお願いいたします。

報道関係のカメラ撮りはここまでとさせていただきますので、カメラ撮影の方は御退席願います。

それでは、これから議事は田中議長に引き継ぎたいと思います。田中議長、よろしくお願ひいたします。

○田中議長 田中でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

まず、事務規程第7条により本日の合同会議の議事録署名人の指名が必要ですが、今回は高田委員、桜井委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

桜井委員は……

○事務局 この後、遅れて入られるそうです。

○田中議長 最初から聞いていないけれども、議事録署名人は大丈夫ですか。

○中村室長 どのタイミングで入られるかにもよりますが、初めは資料の説明になりますので。

○田中議長 では一応、後でもう一度御確認ということで、よろしくお願ひいたします。

それでは、早速ですが、議題①くろまぐろ遊漁の管理についてに入ります。

本年は、これまで採捕数量を超過していることを踏まえ、本日は一つ目といたしまして、4月から8月の採捕状況等の管理状況についてまず水産庁から報告を受けまして、次に、これを踏まえて本年9月以降の対応をどうするか意見交換をしたいと思います。

それでは、まず、事務局から資料の説明をよろしくお願ひいたします。

○中村室長 沿岸・遊漁室長の中村でございます。よろしくお願ひいたします。

議事録署名人ですが、桜井委員が入られましたので、大丈夫かと思います。

○田中議長 では改めまして、桜井委員が今、入られたようなので、本日の議事録署名人をよろしくお願ひいたします。——聞こえていますでしょうか。

○事務局 入ってはいらっしゃるんですけども、音が出ないのか、入らないのか……。

○田中議長 桜井委員、聞こえていますでしょうか。

○中村室長 ちょっとウェブの調子が悪そうですので、すみません、柏瀬委員に代わっていただいた方がよろしいかと思います。

○田中議長 ウェブの調子が悪いと都合が悪いので、今、急遽事務局と相談しまして、議

事録署名人は柏瀬委員に交代をお願いできますでしょうか。

○柏瀬委員 承知いたしました。

○田中議長 申し訳ありません。よろしくお願ひいたします。

では、事務局から説明をお願いいたします。

○中村室長 それでは、資料1「くろまぐろ遊漁の管理について」を御覧ください。

お手元の資料1ページをお開きください。

一つ目につきましては、4月から8月におきます採捕状況でございます。

8月までにおける遊漁の機会につきましては、昨年度は合計で19日間、今年度は31日間という実績となってございます。他方で6、7月は採捕の積み上がりが予想以上に大きくて、月の上限を大幅に超えている状況にございます。6月、7月については※にございまし、また、8月につきましても2.8トンという状況になってございます。

8月につきましては、解禁初日に4日から採捕禁止としたところでございますけれども、本年度の6月、7月は100キロ超えの大型魚の報告が多く、予想以上のハイペースで採捕数量が積み上がりまして、毎月5トンを大幅に上回る12トン以上となってございます。

年間採捕数量の60トンについては厳守する必要がございますけれども、8月の措置につきましては、残りの採捕期間での採捕数量を確保するためにもこれ以上の超過が発生しないようにする必要があったこと、積み上がりも6月、7月と同様のペースになると予想されたこと、また、休日も挟むような日程でございました。

8月につきましては北海道、東北だけでなく、これまでと同じ日本海が漁場でもあったということで、実績としても西側での報告も実際にあったところでございます。

こうしたことから、8月そのものを禁止期間にするのではなく、あらかじめ採捕禁止期間を定める措置を取ったところでございます。結果的には8月の採捕実績は約3トンでございましたけれども、これまでの実績を踏まえますと、採捕日が1日違うだけで採捕上限5トンを超過するおそれもあったと考えているところでございます。

参考までに、令和6年度の採捕実績も付けてございます。

続きまして、2ページを御覧ください。

委員会指示のルールを守っていただいているところでございますけれども、それに反する事案も発生しているところでございます。水産庁といたしましても、疑義情報あるいは私たちの調査の過程で発見いたしました違反に対して取締りを行ってございます。関係都道府県あるいは海上保安庁の皆様方と連携して、調査などを行っているところでございま

す。現時点で合計6件の、大臣による裏付け命令を出しているところでございます。昨年1年間の合計が裏付け命令11件でございましたので、ここまでについて、それを上回るペースで進んでいるんだろうと思います。

内容につきましては、この表にあるとおりでございます。小型魚の採捕をはじめ大型魚を採捕禁止期間に獲ったというのもございます。使用船舶については全てP Bとなっているところでございます。

3ページでございます。

この現状を踏まえまして、残りの管理年度、来年3月までについてどのような管理にするのか御議論いただきたいと考えてございます。

本日は8月25日でございますけれども、来月から始まりますクロマグロの遊漁採捕についてどのように管理するのかでございますが、今年度は、これまでの遊漁部会における議論を踏まえて毎月5トンで管理を行うこととしたところでございますが、先ほど申し上げたように、今までのシミュレーションで行うような積み上がりですと、現在、想定外の積み上がりが起きているところでございます。

現在の総採捕数量につきましては38.8トンで、9月以降の残りは21.2トンという状況でございます。仮に9月以降も5トンを上限にこのまま積み上げていきますと、最大74トン近くになる可能性がございます。今年度も全体の数量としましては60トン内で管理する必要があると考えておりますので、今後どうするかというところでございます。

様々な考え方、御意見あろうかと思いますけれども、議論のたたき台として三つほど事務局の案を載せさせていただいておりますので、御紹介したいと思います。

まず案1でございますけれども、総採捕数量60トンに達した時点以降は、採捕停止とする。昨年度まで実施していた方法となります。積み上がりに応じて60トンに達したときに止めるということでございますので、年度末に向けて採捕できる期間が圧迫されていくというデメリットはあろうかと思います。

案2でございますけれども、9月以降の残った採捕数量を、残りの期間で均等配分するということでございます。9月以降で計算しますと、毎月3トンという数字になります。
※にありますが、仮に9月をこのまま5トンで管理した場合、採捕数量は10月以降毎月2.7トンとなります。現在毎月5トンの管理でも積み上がりに対応した管理が難しくなってきているところを更にその枠を小さくするという管理にはなりますが、毎月の数量を確保するという観点で、年度末までにはそういった均等配分というやり方もあるんだろうと

思います。他方、途中で60トンまで数量が積み上がれば、案1と同じようにそこで停止することになります。

続きまして、4ページでございます。

案3としましては、9月以降の時期別採捕数量を複数月で設定し直すということで、その枠をある程度確保しつつ、そういった地域別、月別の差を埋めるときの考え方として、複数月で採捕数量を設定するというものでございます。

※でございますけれども、仮に9月を5トンで管理した場合、残り6か月ですので、3か月を8.1トンずつで管理することになります。これにより、地域を考慮した管理ができることがあります。ある意味、昨年度こういった管理もしてきたところでございますけれども、これもなかなかうまくいかず、期間の前半に採捕が積み上がるといったことが生じました。

また、今年度毎月5トンとして、毎月のデータを取ることを目的としておったわけでございますけれども、そういったデータ収集ができなくなるというデメリットもあろうかと思っております。

最後の青枠は、この案1・2・3全てに共通するわけでございますけれども、令和7年度において毎月5トンの採捕数量としていましたけれども、9月以降の採捕数量の調整によって採捕数量が減ってしまう分につきましては、翌年度——令和8年度で調整する必要があるのではないかといったことを書かせていただいております。漁業の場合は、そういう超過した分については差し引くような対応をしておりまし、また、5トン確保できなかつたところについて何かしらの手当てを考えていく必要があるだろうと思ってございます。

続きまして、5ページを御覧ください。

採捕数量の超過分ですか未利用分の考え方をまとめさせていただいております。

超過分につきましては、これまでも、超過した場合は翌年度の採捕数量から差し引くという対応をさせていただいてございますので、改めて資料として整理させていただいたところでございます。

2番といたしまして、一方で、未利用分でございます。これまでも未利用分の扱いについて御質問いただいたときに、「事務局として検討しているところ」と回答させていただきましたけれども、未利用分につきまして、漁業においては前の管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分について、当初に配分された漁獲量の10%を上限に翌

管理年度に繰り越すことができるとしているところでございますので、遊漁にあっても漁業と同様の対応をしたいと考えてございます。

ですので、現在、総採捕数量60トンでございますので、マックス66トンまでとなろうかと思います。これは余剰が生じたときの扱いでございます。

資料については以上となります。

皆様方におかれましては、来月以降の管理方法についての御議論をよろしくお願ひいたします。

○田中議長 ありがとうございます。

ここまで採捕状況を踏まえまして、これより9月以降の対応について御議論いただきたいと思います。

今後は当初予定していた毎月5トンの数量を確保できない、そういう月が出てくる状況になっておりまして、事務局から令和7年度の結果を考慮した対応などについても説明がありましたけれども、御意見等あればよろしくお願ひいたします。

○中島委員 意見ではないんですが、ちょっと質問を。

まず1ページで、すみません、私が前の資料を見てくればよかったんですけども、令和6年度の10月以降の数字はこの場で分かりますか。海域と採捕数量と、主な採捕海域。それも一つ参考になるのかなというのが1点です。

もう一点、今日が8月25日ということで、9月の5トンを下げることができるのか。この資料を見ると9月は5トンという数字になっているんですけども、その考え方を教えていただければと思います。

○中村室長 すみません。2点目についてもう一度お願いします。

○中島委員 9月の5トンを急に変更ができるのかどうなのか、その辺の考え方について。

○中村室長 令和6年につきましては、10月から12月で管理をいたしておりました。5トンの管理数量に対しまして実績が4.3トン、主な採捕海域はJ1でございます。1月につきましては、5トン管理というところを実際は3.3トンの管理になりましたけれども、実績として1.6トンということでございます。これも主な採捕海域はJ1でございます。2から3月につきましては数量がなかったということで、採捕可能日数はゼロ日という状況でございます。10月から12月につきまして、採捕可能日数は92日ございました。1月につきましては8日間ございました。

そういう中におきまして、9月について5トンという考え方、時期も時期ですので、周

知期間も踏まえて引き続きこれまでの考え方を踏襲して5トンでいくというやり方もあるかと思いますし、少しでも枠の調整をして機会均等を図っていくという考え方の中で、9月から何かしら措置をするという考え方もできなくはないかと考えております。

○中島委員 今の説明ですと、もう1月でフルになったということですね。

○中村室長 そうです。昨年は数量40トンに対しまして、最終的には実績37.9トンというところで終わってございます。

○中島委員 分かりました。では2月、3月のデータはないということですね。

○中村室長 参考までに申し上げると、3年目、令和5年度につきましては1月から3月という枠の組み方をしてございまして、このときは実績が6トンでございます。

○森委員 私の記憶だと、9月以降は積み上がりが緩やかだったと思うんですよ。今年の6月、7月のような急激な積み上がりは心配しなくてもいいのかなと。海域的にも、また、向こうのアングラーさんはキャッチ・アンド・リリースする方が多いことも含めて、今までどおりの均等配分でよいのかなと思います。

○田中議長 関係するのは遊漁の方なので……、いかがでしょうか。

森委員の意見は、今ので言うと案2でも大丈夫ということですか。

○森委員 はい。

○柏瀬委員 先ほど超過分と未利用分の御説明を頂きましたけれども、私の記憶だと令和6管理年度で未利用分が少しあったのではないかと思うんですけども、それは今、確認できますか。

○中村室長 先ほどちょっと口頭で申し上げましたけれども、合計が全体40トンに対して37.9トンでございましたので、2.1トンの未利用分がございます。

○柏瀬委員 それに関しては、今年の分に繰り入れることは可能なんですか。

○中村室長 未利用分につきましては、令和7年度の途中で配分いたしました採捕停止期間の短縮など管理の有効性を大きく高めるところまでの数量ではないのかなということございましたので、令和7年度の採捕に対する超過リスクとその対応として確保しておいた方がよいのではないかと考えているところでございます。

○柏瀬委員 なるほど。そう考えると、最終的には去年の未利用分を令和7年度に繰り入れて調整することは可能だということでおろしいですか。

○中村室長 結果的には、そうなると理解してございます。

○柏瀬委員 ありがとうございます。

もう一点、9月以降の管理の方法に関して案を三つ頂きましたけれども、まず私の考えとしては、今年各月5トンの均等配分にしたことについては皆さんいろいろ御意見あると思いますけれども、マグロの来遊する時期とか地域が当然毎年変化しておりますので、各月均等でなくとも、何日かでも採捕実績を積み上げることによって、遊漁がトータル的にどれぐらい採捕しているのか統計的にある程度めどがつくのではないかということで、少量でもいいので各月は実績を出しておいた方がいいのではないかと考えています。

例えば去年の場合ですと1月以降が全く採捕量ゼロということで、そのデータが取れなかつたので、少量でもいいので各月採捕した方がいいと思います。

先ほど森委員から御意見があったように、過去の実績を見てみると9月から12月の間はそんなに採捕が急速に積み上がりませんので、量に関してはちょっとどうかなと思いますけれども、今までどおりの実績を見ながら採捕停止の指示を出していくという方法でもいいのかなと。年内はですね。

ただ、年が明けて1月、2月、3月となりますと、過去の実績を見ても結構急速に大型魚が採捕されて、今までどおり実績を見て採捕停止を出すという方法ですと大幅に超過してしまうリスクがありますので、年明けにはあらかじめ採捕日数を決めてしまって、例えば1月は何日間ですよ、2月は何日間ですよとあらかじめ決めておけば、遊漁者の機会損失が小さくできるのではないか。

実際、今回8月の例を取ってみると、採捕実績を見ずに採捕禁止を出したというところでかなり不満が高まっています、採捕実績を見ずに採捕日数を決められるのであれば、あらかじめ言っておいてもらえば予定が立ったのにという声も聞きます。実際、私も8月1日は新潟の方に出ていました。残念ながら相変わらず釣れなかったんですけども。5日も実際は船を予約していました、正直なところ、3日間で止めることが7月中に分かっていれば5日には予約を入れなかったのになという思いもありました。方法としては、あらかじめ決められるのであれば採捕可能日数を周知しておけば、そういった機会損失ですか不平不満を縮小できるのかなとは考えております。

○中村室長 積み上がりの話がございましたので、資料を追加的に御用意させていただきました。

こちらを御覧ください。

昨年と今年の6月、7月の積み上がり状況でございます。7月の方が状況が顕著でございますので、7月の方を御覧いただければと思います。

例えば、7月1日だけ見ていただきましても、昨年は採捕者数が10人でした。今年度は60人と、この時点で6倍になってございます。昨年も7日からと早くから採捕が禁止となってございますので、漁期前半の採捕が積み上がるということが、ある意味、遊漁の方々に広く伝わったことから、今年度は更に早い時期に採捕を行おうという方が増えたのではないかと思われるところでございます。

また、先ほども資料で御説明いたしましたけれども、平均重量が増加してきていることもございまして、急激に採捕数量が積み上がったところでございます。

私どももこれまで同様に、県や団体さんを通じて周知を行っていく必要がございますので、その判断自体はその日の午前中の積み上がりで運用としては見ております。7月1日の午前中に報告があった数量としては0トンでございましたので、その時点で7月を止めるという判断は、我々としてもしなかったところでございます。そして、昨年は3日以内の報告であったものを今年は縮めて翌日までにしましたけれども、結果的には1日だけで5トンを超過しております、結果だけ見れば7月2日から採捕禁止とすべきだったというところかと思います。

加えまして、都道府県等に周知していただく準備期間が要るということで、これまで中1日の運用をしてきてございますので、禁止するためのタイムラグも生じているところでございます。

更に、すみません、ここには合計を書いていないんですけども、例えば4日から禁止してございますので3日までの採捕者数で見ますと、この資料は7月ですけれども、昨年7月は60人で今年は134人、2.2倍と大幅な増加を見せております。現在、採捕者を限定しない管理であることを踏まえますと、採捕者が増加していくことについて管理上の不確実性が増しているような状況かと思ってございますので、こちらも御検討の参考にしていただけだと思います。

○田中議長 柏瀬委員、よろしいでしょうか。

質問の意図は、出漁日数をあらかじめ言ってほしいという御提案だったと思いますが、規則上、現段階でできるのかというのが水産庁の……

○中村室長 それは、できます。

○柏瀬委員 そうですね。過去の実績としてこういうデータがあれば。ただ、クロマグロの来遊状況も年々に変化するので確実とは言えませんけれども、過去の実績として大体釣れる時期と釣れる海域が見えてきますので、こういうデータがあるのであればあらか

じめ、これはもしかしたら大幅に釣れないかもしれないし大幅に超過してしまうかもしれませんけれども、ある程度予測がつくのではないか。予測がつくのであればあらかじめ、これも考え方はいろいろあると思いますけれども、採捕日数を月ごとに決めてしまうのも一つの方法かなと思います。

ただ、過去の実績を見ると、先ほど森委員から意見がございましたけれども、9月、10月、11月、12月は海の状況も、時化で出船できる日数も少なくなるということで、それほど積み上がりは急速ではないのかなと。ただ、年が明けて1月になると、やはり海域によつては大型魚がかなり採捕されるということで、そこら辺は違う考え方もあると思いますけれども。

ただ、いずれにせよ、今回の議題にもあるように、月別5トンというのは量も少ないのでし、採捕実績を見つつ採捕禁止を出すようなやり方ですと、やはり大幅に超過するリスクがあるということで、それは管理手法を考えていかなくてはならないと思います。

○田中議長 一つ確認ですけれども、柏瀬委員のお話、日数をあらかじめ定めるということですが、例えば3日といったときに、3日間は超過しても操業していいという意味なのか、枠に達したら——この案で言うと案2の量に達したら3日あっても2日で終わりという理解なのか、運用としてはどちらをお考えかということなんですが。

○柏瀬委員 あらかじめ採捕日数を決めていたとしても、年間60トンという数量に関しては当然守らなくてはいけませんから、あらかじめ決めておいたとしても途中で60トンを超えるようなことがあれば、それ以降は去年と同様に採捕できないという考えにはなるかと思いますけれども。

○田中議長 そうしますと柏瀬委員の案は、案1でやるけれども、あらかじめ出漁可能日数を毎月定める方式で行う、そういう御提案だということでおろしいでしょうか。

○柏瀬委員 そうですね。ただ、9月から来年3月まで全てそれでやる方法もありますし、先ほどの森委員の意見とミックスしまして、年内は各月5トンで採捕実績を見ながら採捕禁止、ブレーキをかけていく。そして年が明けた月に関してはあらかじめ決めておくという方法もあると思います。

そこら辺は皆さんの御意見も聞きながら決めていかなくてはならないと思いますけれども、ただ、今回8月のことを考えると、あらかじめ過去の実績から採捕停止期間が予測できて、そういう手法ができるのであれば、過去の実績を見ながらあらかじめ採捕日数を決めておいてもらえば、先ほど言ったように機会損失も最小限にできるし、私のように分か

っているなら 5 日は予約入れなかつたよという人もいると思ひますので、そういうこともできればと考えています。

○田中議長 ありがとうございました。

○森委員 先ほど配られた資料を見ると、6月、7月は1日で採捕上限の5トンを超えている状態だと思うんですよ。これ、例えば来年以降、日数を決めてやるとなると、6月は1日だけ、7月は1日だけという話になってしまふと思うんですよね。6月、7月は多分採捕される海域が物すごく広いことも含めて、そこを追加で少し多めに配分するといった必要もあるのかなと、これを見て改めて思いました。

今日のこの会議は、来年以降の管理のことも話していいんですか。

○中村室長 はい。

○森委員 そうしたら、事前の打合せのときにも少し話があつたんですけども、例えば毎月の前半だけをキャッチ・アンド・リリースオンリー、キープは全く禁止で釣りをしてもらう。そして16日以後は今の管理手法、ヨーイドンでキープさせるというやり方は可能ですかと水産庁さんに聞いたら、やり方としては可能だということで、遊漁側としては、そうなると遊漁の機会がかなり増えると思うので、そこは目指していきたいと思います。

○田中議長 二つあって、一つは今年度これからどうするかということと、来年度のことですけれども、まずは今年度のことを先に決めたいと思います。

今、出ている絵にしろ6月の分にしろ、これを何か適当な確率分布統計モデルに当てはめたら1日で終わる確率が何%というのは、理論的に計算できるのではないか。できますよね。特にこの6月のは指数分布というか、よく当てはまりそうで。その何日というのを……

○桜井委員 すみません、発言していいですか。ずっと手を挙げているんですけども。

○田中議長 どうぞ。

○桜井委員 入室が遅れて失礼しました。

すみません、もう一回ルールの確認ですが、発言する際は「挙手」ボタンを押していればいいんですか。それとミュートを解除して発言していいんですか。

○中村室長 「挙手」ボタンを押していただければと思います。すみません、こちらで速やかに確認ができなかつたと思います。

○桜井委員 よろしくお願ひします。

今年度の管理という意味で言うと、今、出ている案1も案2も、事務局の案はいずれも

難しいと私は思っています。

というのも、現状でクロマグロ遊漁の採捕の数量は管理できていないと思っているんですね。これだけ超過しているので。そうなったときに、案1であれ案2であれ、どのような形でも全体の数量の60トンを大幅に超えるとなると、これは遊漁者だけでなく漁業の皆さんも含めて日本全体に影響を及ぼす。なので私、8月までに大幅に超過している状況は異常事態だと思っています。根本的にやり方を変えていかないとどの案をとって見ても——先ほどほかの委員から9月以降は採捕数量の積み上がりが緩やかだったという話がありましたがけれども、もう皆さん御存じのとおり、毎年毎年海の状況が変わっていて、ある意味、採捕数量は読めないわけですよね。そして結果的に、既にこうして大幅に超過している。

その上で、これは私、水産庁の方にそもそも質問ですが、例えば今年からルールを変えたところで言うと、採捕者が報告する日数の期限を短くしていますよね。今年、実際に管理年度が始まった4月から現時点までを見て、報告期限を守っている採捕者の率に変化はありますか。

何を言っているかというと、採捕者はルールが変わったことによって、例えば報告期限を超過していたりすると管理がすごくやりにくくなりますよね、リアルタイムで握らしくくなるので。なので、そこら辺で何か変化があったりしますか。

○中村室長 ここで集計上で示すことはできないんですけども、先ほどお見せした7月の分を見ていただければと思います。

昨年は7月7日から採捕禁止、今年は7月4日から採捕禁止ということで、例えば今年で言えば7月4日に青の「5」というのが、正に期限を超えて報告されているもの。そしてオレンジの方で言いますと7月7日に「1」とございますので、そういう比較をしていくことはできます。

○桜井委員 ごめんなさい、質問しているのは、7月1日に採捕した人がいるとしますよね。7月1日の日中にマグロを採捕した人は、今年のルールではいつまでに報告しなければいけないんでしたっけ。

○中村室長 7月2日中になります。

○桜井委員 そうなったときに、7月1日に採捕していて7月3日とか4日にずれて報告している人たちが多くなってしまっているのではないかと、要は心配しているわけです。そういう日数を守っていない人は、今、どれぐらいいるんでしょうか。

要は、急速に積み上がっていて管理ができていないわけですよね。そうなった原因の一つに、例えば採捕者の人たちがどうしても報告期限を守れずに、例えば令和7管理年度に関しては少し日数をオーバーしてしまっている、そうなれば当然採捕数量が積み上がってしまうので、なかなか把握が難しくて、禁止の手続に時間が掛かるとやはり月初で採捕数量が積み上がってしまうので、どれぐらいきちんとルールを守れているのか。そして、それは令和6管理年度以前と比較してどうなっているのか。

○中村室長 例えば7月1日分で見ると、翌日までの報告ではあるけれども翌々日以降に報告があったというのは5%になります。6月について同じように見ますと、11.4%という状況でございます。

○桜井委員 6月の方がルールを守れていない人が多いということですか。

○中村室長 数字上はそうなりますけれども、絶対数としては大きくはないので、そこをどう勘案するかという是有ると思います。

○桜井委員 なるほど。以前の管理年度と比較すると、どうですか。

○中村室長 令和6年度が、翌々々日以降報告になりますので、10.7%ということで、6月については、パーセントでいきますとほぼ同じになります。

7月は、今年度5%に対して昨年度は0%という状況です。

○桜井委員 報告期限という意味ではルールが厳しくなっていますよね、令和7管理年度で言うと。ただ、令和6管理年度とか以前と比較しても変化がないということは、おおむねルールは守られているという理解で合っていますか。

○中村室長 違反が同じ割合があるので、ルールが守られていると見るかどうかということはありますけれども、大きな差は生じていないということだと思います。

○桜井委員 そうですね、ごめんなさい、質問の仕方が悪かったです。

ルールが厳しくなった結果、守れていない人が増えているか、増えていないかで言うとどうでしたかという質問です。

○中村室長 3日までに報告してほしいというところを1日後までに報告してくださいというところ、おおむね守られている状況があるということだと思います。

○桜井委員 ありがとうございます。

そうなると、田中先生とか水産庁の皆さんよくおっしゃっている「ルールを守らない人がいるのではないか」とか、要は性悪説に基づいて考えたときに、8月までを考えたときに、遊漁者が現行の採捕の規制を守っていなかつたりルール違反していることが、積み

上がりがすごく速くなっていることに何か影響しているということは現状であるんですか。

○中村室長 報告自体は今、申し上げたような状況でございますけれども、例えば資料の2ページにあるように、違反自体は昨年より多い状況にありますし、また、疑義情報自体も昨年に比べてかなり頂いているところで、その全てに対応し切れていないというのもあろうかと思います。

○桜井委員 ごめんなさい、採捕禁止以降の違反ではなくて、今、要は数量が積み上がって管理できていないという話ではないですか。それに対して、今のルールが遊漁者に何らか合っていなくて積み上がりに影響してしまっていることがあるんでしょうかということです。

何が言いたいかというと、遊漁者もルールを守っていますし、魚が増えて釣ることができてしまっているとなったら、9月以降、今の案のいずれで対応しても、急速に積み上がった場合に対応できないのではないかと心配しています。

○中村室長 正におっしゃるとおりかと思います。

例えば、5トンをマグロの平均100キロで割れば何日獲れるといった計算はできるわけですけれども、仮に先ほどの7月1日の数字だけ見ても、かなりの人数の方が獲っているということで、先ほど説明のときに申し上げましたけれども、採捕者が増加することで管理上の不確実性は高まっていくと考えております。

○桜井委員 ありがとうございます。

なので、これを客観的に見ると、遊漁者は今のマグロ遊漁規制のルールの範囲内で釣りに行って、ルールの範囲内できちんと報告しているけれども、現在の管理手法そのものが合っていない、単純に事実、実績だけで見るとそう見えるんですけども、それはいかがですか。

○中村室長 ルールを守った上で非常に超過しているところでございますので、これを考えていくには獲る人を絞るとか、そういった工夫が併せて必要になっていくのだろうと思います。

○桜井委員 そうですよね。

なので、例えばですけれども、今年毎月5トンの月別均等割になったのはどういう議論の結果でしたか。

○中村室長 今後の議論のために毎月の採捕実績、状況を1度見ていきたい、データを取っていきたいということで、このように御議論されたと理解しております。

○桜井委員 ありがとうございます。そうですよね。

なので、以前に議論した前提とか目的を一定きちんと担保しながら進めていっていただきたいと思っていて、先ほどほかの委員から、例えば6月、7月にこれだけたくさん採捕されているんだから枠を増やした方がいいというコメントがありましたが、それも当然一理あると思うんですけども、要は毎年毎年急速な積み上がりに対応、管理ができるなくて、データが取れないわけですよね。そのデータが取れない中でどこをたくさん増やすとか減らすといった議論、また、もともと出ているキャッチ・アンド・リリースの議論をするのは難しいと思っていて、やはり毎月どれぐらいの人が釣っていたり、魚がいるのかを毎年きちんと把握してほしいなと。

そうなってくると、この案1はそれができなくなる可能性が極めて高いので、実施が難しいのかなと。

そもそもですけれども、案1は別にどの管理手法にした場合でも共通なのかなと思っていて、結局60トンの枠に支障を来す場合は停止にせざるを得ないと思うので、案1と案2の切り分けが私はよく分かっていないくて、どの管理手法にした場合でも、留保枠から遊漁に充てている総枠を超過するおそれがあるとなった場合は採捕禁止になりますよね。そうなってくると、例えばですけれども、もうマグロを通年採捕停止にして、キャッチ・アンド・リリースにして、それを報告してもらってどれぐらい釣れているか把握するとかいうことは、どうですか。

○中村室長 前提として、60トンを守るということが全てにおいてはあるかと思います。

案1につきましては、そういう意味では9月以降も5トンのまま管理していく、案2は案分して枠を5トン以下にしていくことだろうと思います。

そして、採捕できる間にリリースを基本としてキープしないといったやり方は、ありますかと思います。

○桜井委員 なので、キープできるようにしてしまって、また積み上がったら枠を大幅に超過してしまうおそれがあるわけですけれども、それはもう6月、7月で見て、管理ができないことが証明されてしまっているではないですか。

例えば、もう採捕停止にしてキャッチ・アンド・リリースを通年でやってもらって違反の取締りとか、採捕していることが分かってそれが60トンに達しそうになったら採捕禁止にすれば、3月末までは釣りができるデータが集められると思うんですけども、いかがですか。

○中村室長 キープを禁止するという御提案かと思いますけれども、その場合に、言わわれるとおり、それが取締りとして担保されるのかと、漁場競合というものが今後、出てきますので、そういう観点についてどういうお考えがあるかということかと思います。

○桜井委員 私が質問されているということですか。

○中村室長 いえ、桜井委員だけではなく、ほかの委員の方々も含めてです。

○桜井委員 漁業者の方にも意見を伺いたいんですよね。これ遊漁者の立場から見ると、要はルールを守ってルールどおり釣りをしているのに管理ができていない、要は管理手法が運用としてきちんと実施されていない結果、なぜに9月以降、平等に釣りをする権利がある人たちの枠が減らされないといけないのかが単純に理解できなくて、これは漁業者の方から見るとどのように見えるのか。

漁業者の方に教えていただきたいんですけども、漁業者の方でもルールを守って採捕しているときに、ほかの地域とか、ほかの漁港なり何でもいいんですけども、ほかの人たちがたくさん獲った、釣れ過ぎた結果、ほかのエリアとかほかの都道府県の人たちの数が減らされるということは、そもそもあるのかなど。ないのではないかと思っていて、どうなんでしょうか。

管理されていないけれども、遊漁者は別に……

○高田委員 それはありますて、一番最初のときに北海道の定置で、2か統で2日で北海道全部の枠を完全に食ってしまって、それで北海道全体、縄だろうが釣りだろうが定置だろうが、その1年間ですか、全部停止しました。そういうふうに同じ漁法ではなく違う漁法でもやはりそういう違反、超えた場合には全部で責任を取っているので、そこは同じ条件だと思いますけれども。

○桜井委員 それは、同じエリア内のことですか。

○高田委員 同じエリアです。北海道全域で、全部で責任取りましたよね、そのときは。停止命令が出て。

○田中議長 北海道のこの例はいい例だと思うので、遊漁の方も皆さん詳しく知っておいた方がいいと思うので、魚谷部長からその顛末記を。

○魚谷部長 では、補足で御説明させていただきます。

その事案が起ったのはまだ法的規制になる前、自主的な管理でやっていた頃ではあります。旧TAC法に乗せる前ですね。北海道の定置で当時、行政指導に基づいて行われていた北海道の枠の何倍も獲ってしまって、そのときは、北海道内はもちろんほかの県にも、

それは「止める」という形ではありませんでしたけれども、このままだと国の枠が超過してしまいますので自粛してくださいというお願い、要請は、役所側もそうですけれども、北海道の皆さんからもされていたと仄聞しております。

そういう形で、国の枠を超過しないよう収まったということがございます。

一方、その後、法に基づくTAC制度になりましたけれども、北海道はそのときに超過した何年分を毎年毎年——これは小型魚の話ですけれども、これについては毎年毎年本来の配分から差し引かれて、「借金」を返した。その返済は終わっていますけれども、そういう例はございます。

一方で、今の漁業法の規定でも、漁業法第33条が採捕停止命令に関する規定となっておりますが、これは、例えば一つの大蔵管理区分、あるいは都道府県の中の管理区分で超過が起きそうなときは、そこに対して採捕停止の命令ができるという規定がありますけれども、それを更に超えて、例えば大臣管理区分全体で超えそうな場合、あるいは都道府県全体で超えそうな場合は、超過していない管理区分に対しても採捕停止命令が出せるという規定になっており、最終的にTACトータルの数字を超えそうな場合には、農林水産大臣が全ての採捕者に対して採捕停止を命令できるという規定になっておりますので、自分たちのところで収まっている限りはほかから迷惑を受けないんだ、という法の建付けにはなっていないということでございます。

もちろん、そこはそれぞれ管理区分、配分がありますので、配分の中で収めていただいてほかのところに迷惑を掛けないようにするのが基本的なところだというのは、そのとおりでございます。

一方で、ルールを守っているのにほかが超過したことで迷惑を被るということについては、お気持ちちは非常に分かります。

一方で、漁業者の皆さんとの比較で言えば、漁業者の皆さん、ルールさえ守っていればいい、要は採捕停止命令が出るまでは自由に獲つていいんだ、というやり方でやっているかというと、そうではなくて、漁業者のさんは、まず採捕停止命令が出ないように常日頃から資源管理協定ですか、昔であれば資源管理計画等を作つて、「こういう場合は自粛しましょう」「この時期は逃がしましょう」みたいなことを決めて、要は、採捕停止命令が出なくともきちんと枠に収まるように漁業者の皆さん自身が努力しているという面はございます。

その上で、超えてしまったものについては、先ほどの北海道の例で、翌年度以降から差

し引かれたという話をしましたけれども、それについては、例えば、知事の止め方が悪かったから超過したので漁業者のせいではないですよね、だから返すのはおかしいですよね、という議論にはなっていないということは、一つ申し上げておきたいと思います。

取りあえず、補足として以上お話しさせていただきました。

○桜井委員 ありがとうございます。

今の「知事の止め方がおかしかったから……」みたいな話、もう一回いいですか。何とおっしゃいましたか、よく聞こえなくて。

○魚谷部長 例えば、ある県で急激に漁獲が積み上がって都道府県知事が採捕停止命令を出したけれども、結果として超過が起きたというときに、要は、採捕停止命令を出した後は獲っていなかつたにもかかわらず結果として超過が生じましたというときに、漁業者の立場からすれば、「それは知事の採捕停止命令が遅過ぎたんでしょう。我々はルールを守っていたんだから、それは知事の責任であって漁業者の責任ではない」、そういう理屈も成り立つわけですけれども、そのときに、例えば「知事が止めるのが遅かったんだから漁業者の責任ではないので、その分については翌年から差し引かなくていいですね」みたいな議論は、これまでなかったと思っております。

ちなみに、最初に説明した北海道の事例に対しては訴訟も提起されておりまして、判決も出て、確定しております。そこで知事の指導の問題という指摘もされましたけれども、そういう話で、差し引くのはおかしいんだ、という判決にはなっていないことも、改めて付言しておきたいと思います。

○田中議長 よろしいでしょうか。

○桜井委員 ありがとうございます。

今のお話は、遊漁者から見て、同じように採捕管理ができていなかった責任を私が今、追及して、同じような議論をしていると魚谷部長は感じてそういう事例を御紹介いただいたなんでしょうか。

○魚谷部長 タイミングよく5トンに収めるような形で採捕停止の指示が出せていないというのは、結果を見れば確かにそのとおりだと思います。では、だからその責任は100%広域漁業調整委員会にあるのかと問われれば、漁業者自身がそうならないように日頃からいろいろな取組をしているということとの比較においては、遊漁者の皆さんにはそういうことを必ずしもやっていないということで、漁業者の皆さんの立場から言えば、そういう話も出てき得るのではないかということで、付言させていただいたところでございます。

○桜井委員 ありがとうございます。

責任を取ってくれとは全く思っていないし、一言も言っていないくて、単純に今の管理手法だと、今、さんざんおっしゃっていただいている漁業者の人たちは業でやっていて、組合もあるわけですよね。ふだん皆さんよく言われている「遊漁者は遊びでやっているんだから」というのはそのとおりだと思いますが、要は規制対象者が一般個人なわけですよね。その一般個人を規制するのと、業でやっていて組合もあって歴史が長い漁業者の人たちを管理監督するのは、もう根本的に違いますよね。

これは水産庁の方たちよく分かるように、現場の実態に即した管理、運用をする責任があると思うし、それを考えるのが役割だと思いますので、その辺りは責任うんぬんではなくて、単純に、今の管理手法だと管理ができていないわけですよね。一般個人が規制対象者なわけですから。そうなったときに、枠を超えないようにキャッチ・アンド・リリースをしてもらって通年で採捕数量を把握するのはいかがですかという提案をしたということです。

いや、私、単純に心配しているわけです。誰が悪いとかではなく、釣り人もルールを守っている、水産庁の皆さんも現行の制度の中で最大限遊漁の漁期が確保される運用をしている、ただ、やはり自然相手で海況も日々変わる。マグロの資源管理量もそうだし海況も日々異なって、突発的に積み上がって結果的に管理ができていないというのは、別に誰が悪いとかではなく誰も悪くないわけで、では、根本的に管理のやり方を変えていかないと、この案1でも案2でも同じ問題が発生してしまうので、この議論をしている意味があるのかなと思って意見をしたということです。

○田中議長 ちょっと私から補足説明させていただきます。

今、魚谷部長から説明いただいたとおりですけれども、まだ始まった当初なので手探りの状態で、漁業者もよく知らなくて、勝手に獲ってしまってそういうことになったわけですね。その結果、漁期の終わりの方の対馬の人たちは一匹も獲れない事態になっていたと思うんですよ。そういう意味で、桜井委員がおっしゃるように本当に全く不公平な事態がその年は起こってしまったんですね。

そういう失敗を重ねた結果、水産庁ではいろいろな貸し借りのシステムを作るようになったんです。御指摘のとおり、自然相手なので正確にはコントロールできないんですよ、もともと。それはそのとおりです。その代わり、ある都道府県が増えてしまいそうだというときに、獲れない県が当然あるので、そこから借りるといった方法で運用して何とか調

整する仕組みが今、あるんですね。

遊漁で言うと、6・7月に獲れてしまった。それで、場合によっては9月、10月とか獲れないような時期がもしあれば、そこから枠をもらうとか、そういったやり方をしているんですね、漁業では。そういう運用で自然の変動をうまく補う、そういう仕組みを導入しているんですが、残念ながら遊漁にはそもそもそういう組織がないので、できない。

それから、まだ毎月どういう具合に積み上がるかというデータも十分にないので、なかなか予測が難しいという格好になっているわけですね。

そういうことで、まず状況としては、そういう漁業と遊漁の違いというか、運用の仕方の違いで、漁業はそれなりに収まっているということなんです。

論点は二つあって、まず今年どうするかということと、来年以降どうするかを分けてお話ししていただきたいのですが、先ほどからお話ししておりますように、まずは今年、これからどうするかを御議論いただきたいということです。

○森委員 桜井委員に一つ質問なんですが、来年度以降キャッチ・アンド・リリースでデータを取るというお話でしたが、では、60トンは一切使わずに違反のために取っておいて、キープせずに釣りをというお考えですか。ちょっと確認したくて。

○桜井委員 いや、私が何度も言っているのは、私は今年の話しかしていなくて、この9月以降も積み上がったら、要は案1でも案2でも管理手法としては全く変わっていきません。この枠を減らす、増やすというのは実は管理年度が始まってから毎年同じことをやっていて、今年超過しているわけではないですか。だから9月以降、採捕停止で「キャッチ・アンド・リリースで釣りはしていいですよ。その数量を報告してください」として3月末までのデータを集めたらどうですかという意見を言っているので、コメントを下さいと何度も言っているんです。

そうしたら今、田中先生が補足でということでコメントをされたという認識です。

来年度以降の話は一切していないです。今年の話だけです。

○森委員 では、今年の残り二十何トンは使わないというお考えだということで合っていますか。

○桜井委員 使わないことにしないといけないぐらい、管理ができるていないのではないかと思っているということです。逆に、60トンを大幅に超えなくて、かつ3月末まで出漁ができるデータが取れるいいやり方がほかにありませんかというのが質問ではあります。

○森委員 理解しました。ありがとうございます。

ただ、1月以降を楽しみにしている人たちもいると思うし、これから12月、1月、2月……

○桜井委員 それはよく分かりますよ。ただ、このまま行ったら1月以降はそもそももう釣りができなくなりますよね。結局これはもう毎年繰り返しているではないですか。6月、7月が急速に積み上がるのも、この遊漁の規制を始めてから毎年同じ傾向が出ている中で、先ほど中村室長がおっしゃっていたように7月1日に採捕した人の数が10倍でしたか——という数字が出ている中でも手を打てなくて、さっき魚谷部長がおっしゃっていた知事が遅かったから責任うんぬんではなくて、単純にもう予測ができないわけではないですか。

そうなってきたときに、同じような管理をしていて大幅に超過したら漁業者の人たちに迷惑が掛かる、一方で、釣りができない時期があると今度はデータが取れなくて、来年度以降困る。だから何かいいやり方はないかと。

現時点の未利用の20トンぐらいをどう使うかというのは、すごく難しいなと思っていて、キャッチ・アンド・リリースと採捕できる日を何らか同じようなセットにしようとしても、かなり管理が難しいなと。例えば「1日（イッピ）だけ解禁します」みたいになってしまっても、天気が悪かったらどうするとかマグロがいなかつたらどうする、あるいは、1日（イッピ）しか採捕できないとなって、そこでみんなが駆け込んで例えば15トンぐらい一気に採捕してしまったら、それもまた60トンを超過してしまうわけで、もうこの60トンの枠に収めるいいやり方は、現時点だと私、先ほどのキャッチ・アンド・リリースにしてデータを集めるもの以外にはちょっとないので、むしろほかに、この案1、案2以外で漁期が3月末、要は管理年度まで全て担保されて、データが取れて、特に遊漁船を業としてやっている人たちは船が出られなければ営業になりませんから、どのようにしたらいいのかを議論したいと思っています。

いや、逆に、案2とかでやっても6月、7月と同じことが起きる可能是私、十分あると思うんですけども、それをどうやって防ぐのか。

○菅原委員 桜井委員がおっしゃっていること、私もそのとおりだと思うんですね。一番の問題点は、この6月、7月が超過したときに、採捕禁止令を出すのにタイムラグがあるというところなんですよ。僅かな人たち、5%とか10%以下の人たちが遅れて報告を出している、そんなものは微々たるものだと私は思っているんですよね。

だから一番は採捕禁止令を出すまでの問題で、9月からどうしましょうかといったら、私の一つの案としては、奇数の日、例えば1日、3日、5日は採捕してもいいよ、でも2

日、4日……の偶数日はリリースのみで採捕は禁止だといったうたい方をしておけば、集計する時間が稼げると思うんですね。要は水産庁サイドで時間を稼げていないのが問題で、常に採捕禁止令を出すのは水産庁で、広域漁業調整委員会がウンチャラという話はあるけれども、出しているのは実際問題、水産庁さんでしょう。余り大きい声では言いたくないけれども。

そういうことを考えていたら、採捕禁止令が常に懐の中に納まっているような状態で、増えたらすぐに出せる状態にしておくべきだったと私は思うんです。このタイムラグが2日も3日もあること自体がおかしな話の原因なので、そこを何とか改善してもらうしかしようがないと思うんですよ。

一つは、やはり釣り人の中でどれだけ釣っているのか、毎月どれぐらい獲っているのかを量るために、桜井委員がおっしゃっているとおりキャッチ・アンド・リリースでその報告も全部せよという、それも当然ありだと私も思います。必要なことではないのかなと思っています。今現在。実際の量が分からぬといふ……。

それと、これは水産庁さんの肩を持つてしまうかもしれませんけれども、私が思うには、去年より今年の方が明らかにクロマグロ遊漁をする人間が増えている。魚の大きさもでかくなっている。これがばっと増えてしまっている要因の一つにあるのではないかなど。

皆さんも御存じだと思うけれども、体重が50キロあるかないかぐらいのフィッシングギヤルが300キロオーバーの魚を1時間ちょっとで釣り上げているようなことが新聞に出たり、ネットニュースに流れたりしているわけですよ。そうすると「俺の持っている電動リールでできるじゃねえか」と思って参加してくる体力のないおじさんたちも増えてしまつて、はっきり言って、道具立てがよくなつたから本当にみんな採捕できてしまつているんですよ。

こういうことを言うとちょっと失礼かもしれないけれども、恐らく日本海側の80キロぐらいのやつだったら、ちゃんとした道具立てでやっていたら15分掛からずに獲れるのではないかという発言もこの間、してしまつたけれども、それぐらいで獲れてしまうと、今までハードルの高い釣りだったものをみんなが非常に身近に感じてしまつて、そこにはばつと人が来るから当然遊漁船業者も、今までアジ釣りをやっていてマグロなんか追い掛けたことがない船がやり出してしまつてするのが現実ではないのかなと。だから令和6管理年度と今年の管理年度では、もうフィールドの状況が明らかに違つてゐるような気がするんですよ。

それにどう対処していくか——というよりも、対処し切れなかつたんだから、ここから先9月からどう対処するかといったら、タイムラグをある程度、わざと作るような形で管理していくしか仕方がないのではないかと私は思うんだけれども、いかがでしょうか。

○森委員 水産庁さんに質問なんですけれども、7月1日で既に枠を超えていいる状態で、私の理解では、2日の時点で翌日に釣りに行く人たちに「はい、明日は駄目です」と言いたくない、若しくは言いにくい、言えないから更に翌日から採捕禁止にしているんですか。

○中村室長 周知期間を置くということです。あとは予約の調整、キャンセル等を含めて、そういったところに一定の時間が要るであろうということで、これまでこういった運用をしております。

○森委員 そういう意味であれば、今、菅原委員が言ったサイクル、例えば3日置きにオーブンにしてやれば採捕停止が間に合うという理解で合っていますか。

○中村室長 1日分キープの日が減るという意味ではそうなりますけれども、先ほど桜井委員もおっしゃっていましたけれども、1日だけで積み上がっててしまうというのもありますので、翌日の報告も見直して釣ったらすぐに報告するとか、そういった運用が併せて必要かもしれません。どこまでそういった見直しがどんどんできていくかということだと思います。

○森委員 もう一点、先ほどキャッチ・アンド・リリースのみでキープは禁止で釣りをさせるという話が桜井委員から出ていまして、私も「例えば月前半は……」とか言いましたけれども、そういうことを実施するに当たって「では、9月からやりましょう」ということは可能ですか。

○中村室長 委員会指示を変える必要がありますので、親委員会をどう開催するかというのはテクニカルな面として検討が必要になります。

○桜井委員 制度上、ここで議題として決議して、それを親委員会に諮れば議論ができると理解していますけれども、委員会設置の事務規程上、そういう理解で合っていますか。

○中村室長 規定上はそうなります。あとは物理的に、9月からということであれば当然9月1日までに広調委を開いて決を採る必要がありますので、そういったところが現実問題としてはなかなか厳しいかなと思います。

○桜井委員 ありがとうございます。

もう一点、質問をいいですか。

○田中議長 ちょっとその前に、私、一つ懸念があるのは、取締りで罰則にしていいかと

いう許可というか——は私のところに1回来るんだけれども、その経験から言うと、期間が長くなると違反が増える。つまり、今は3日しかないので、4日目以降に出ていると取り締まれるわけです。1日目、獲っていい、4日目、獲っていいとなると、その2日の間、キャッチ・アンド・リリースしているかどうかを全船調べなければいけないんだけれども、多分それはほとんど不可能で、つまり密猟が増えるだけというのが実態ではないかと思うわけです。

多分それを漁業者が見ていたら、また憤ってしまって、せっかく今、少しおさまってきたものをまた火をつけるのか、そういう懸念が私にはあります。

コメントなので、桜井委員どうぞ続けて。

○桜井委員 今、経験上、何とおっしゃいましたか。何を見て……

○田中議長 違反操業。何度も捕まって、ここにも出ているではないですか。2ページに。プレジャーボートの報告ですね。

これがなぜまだ捕まるかというと、既に採捕停止命令が出た後なので捕まえやすいわけです。「あいつ出ている、おかしい」といってマークして、やっと捕まえているんです。これが1日目、獲っていい、まだ枠がある、4日目、獲っていいとなると、中2日の間キャッチ・アンド・リリースといつても、本当にしているかどうか分からないし、みんな「リリースしています」と言って持ち帰るかもしれないんですよ。実際にはこれ「獲っていない」と言って獲っているわけでしょう。だから捕まるわけですよ。そういう人たちが増えてしまうので、取締り上、日数が増えるのには懸念があるのと、漁業者がこれを見たらまた憤ってしまうのではないかと。

○桜井委員 何か全然分からんんですけども、今、田中先生の意見を述べられているという理解で合っていますか。

○田中議長 多分、取締りをやっている人たちの意見と理解していただいても結構です。取締船の……

○桜井委員 今、田中先生がおっしゃっているのは、キャッチ・アンド・リリースさせたら密猟が増えてしまうよということですか。

○田中議長 いえ、キャッチ・アンド・リリースだけではなくて、キャッチ・アンド・リリースだと偽って採捕する人たちが出てきてしまうということなんです。真面目な人はいいんですよ。真面目な人はちゃんとリリースするけれども、そうでない人がいるので問題が大きくなってしまうということなんですよ。

○森委員 海外でもキャッチ・アンド・リリースオンリーの釣りとか、レギュレーションはいっぱいあるんですけども、必ず厳しい罰則とセットなんですね。なので、絶対に違反させないような罰則とセットでないと難しいかなと思います。例えばクロマグロで違反して罰金10万円だったら、個人で居酒屋をやっていて仕入れに行っているような人は「10万円だったらいいや、払うわ」と思う人もいますし、海外で見るような、例えばすけれども、数百万円の罰金が来ますとなったら抑止力になると思うんですよね。キャッチ・アンド・リリースの釣りは、そういうものとセットでやらせるべきかなと思います。

○柏瀬委員 今の管理手法とこれからどうするかということが、いろいろごっちゃになっていると思うんですけども、まず、今年9月以降どうするかすけれども、令和7年度に関しては60トンの採捕可能量はどうにか守らなくてはいけない。守りつつ、やはり釣り人の機会はなるべく増やしたいということで、なかなか悩ましい話だと思うんですけども、先ほど話を聞いていて、森委員の意見、菅原委員の意見もすごく参考になったんですけども、釣り人の思いもあるんですけども、遊漁船業者ですとかクロマグロの遊漁で生業を立てている旅館とか地域の方たちの機会をどのように増やすかということもあって、キャッチして水揚げすれば、それは採捕量が積み上がっていって機会がどんどん少なくなっていく。

キャッチ・アンド・リリースの話になるとまた難しい問題になってくるんですけども、キャッチしたい人、水揚げしたい人とそうでない人がいるわけですね。マグロは釣りたいすけれどもマグロは欲しくないよという人に関しては採捕の積み上がりは考えなくてもいいのかなということで、例えばさっき菅原委員が言ったように、キャッチしていい日、要するに水揚げしていい日は偶数月にして、奇数月はキャッチ・アンド・リリース。これもいろいろ議論があると思いますすけれども、そうできれば理想だなと言いますすけれども、先ほど田中先生からもあったように、では、出ていること自体をどうやって管理するんだと言われると、なかなか難しい話になってしまふんですけども、例えば——これは可能かどうかは別ですよ。一つの意見として聞いていただきたいんですけども、例えば9月は採捕可能量は5トンです、水揚げしていい日は15日以降です、前半の15日間は釣りはしてもいいけれども水揚げは駄目ですよと。

これは今までの議論が引っくり返った、要するに採捕禁止になつてもリリースで釣りができるのかという議論が引っくり返っただけなんですすけれども、例えば指示の出し方とか技術的に、キャッチ・アンド・リリースという言い方が大分引っかかると思うんですけど

れども、月の前半は水揚げしてはいけない、出船はしてもいいけれども水揚げはしてはいけない、水揚げしたいんだったら15日以降というような管理手法は可能なんですか、どうですか。難しいものですか。

○中村室長 委員会指示にどのように規定するのかは、いろいろな規定の仕方はあろうかと思います。ただ、先ほど申し上げたように、物理的に広調委を開催できるかという問題がありますので、現行の委員会指示を改正する手続を踏む必要がますございます。

今のところ広調委の開催予定はおそらく11月頃であろうと考えておりますので、9月から今、おっしゃっているような取組にいきなり変えていくのは厳しいと思いますけれども、皆様方の中でそういう議論をしていっていただくことは、あり得ると思います。

○柏瀬委員 9月からは難しいというのは当然、広調委、親委員会の開催で決めなくてはいけないということですけれども、まずは9月からのことを決めなくてはいけないのは分かっていますけれども、やはり来年からの管理手法として、そういうこともあり得るのかなと。

桜井委員からも話があったように、今までの管理手法だと正直なかなか難しいというのは遊漁者も水産庁の方も同意見だと思いますので、来年からの議論として、そういう管理手法も可能であれば、そういうことも含めて9月以降の管理手法も考えていきたいなと思います。

○桜井委員 親委員会が物理的にできないんだったら、そもそも案1と案2を出しているのがもう成立しなくてはいけません。案2の場合は親委員会を開催しなくても委員会指示を変えられるということですか。

○中村室長 そういうことです。どのような月に配分していくかというところは、親委員会に諮る必要まではございません。

○桜井委員 その諮る必要がある、ないの境目はどこにあるんでしょうか。

○中村室長 委員会指示そのものを変更するかどうかということでございます。数量については委員会指示の中に規定しているものではございませんので、そこは運用において行っているということです。

○桜井委員 キャッチ・アンド・リリースを規定していかなければ、それは運用の範囲内で指示を出せるということですか。

○中村室長 キャッチ・アンド・リリース自体は採捕に当たりますので、そこが、今の規定の「採捕してはならない」というところに抵触してしまうということです。

○桜井委員 ありがとうございます。

さっき質問しようとしたら田中先生がちょっとどういうお立場なのか分からぬコメントをされていたので、もう一度中村室長に質問したいんですけども、先ほどから何度も出てきている都道府県に周知をしないといけないというのは、ちょっと私、実務上よく理解できていなくて、都道府県に通達を出したら、都道府県の人たちは誰にそれを通達するので、そのタイムラグを見ないといけないんですかね。

要は、現行だとほとんどの遊漁者は水産庁の皆さんのお立場を見て、ルールを守っているわけで、都道府県に通達が必要でタイムラグが発生してしまうとおっしゃっているのは、現行の制度上、採捕者、遊漁者を管理しているときに、都道府県の方たちはどういう機能で出てきているんでしょうか。

○中村室長 都道府県に関しては、遊漁船の登録を行っておりますので、そういった方々への周知が一つございます。それもメールの転送等々もしていかなければいけないところがございますので、直ちにできるかどうかも含めてタイムラグがございます。あわせまして、漁業者団体の方にも御連絡をさせていただいておりますので、そういった各方面から周知が行き届くように、これまで時間を見いた運用をしてきているということです。

○桜井委員 ありがとうございます。

実態は採捕者、特に現行制度上、もう遊漁船は別に規制対象になっていないから一般個人を対象にしているわけですけれども、その通達に時間が掛かってしまうのは、今後どうするつもりがあるといったことはありますか。

○中村室長 それもまたいろいろ御議論いただければと思いますけれども、先ほど申し上げたように、即日に連絡して止めることも技術的にはできますけれども、やはり周知を長く取ってほしいという声もあるかと思いますので、そういう御意見をどう酌んでいくかということだと思います。

○桜井委員 ありがとうございます。

最後に、すみません。田中先生がさっきおっしゃっていた密猟、違反者が増えるというお話、田中先生がどういう立場でコメントされているかよく分からぬんですけども、田中先生と議論していると、いつも「漁業者が駄目だと言うと思う」とか「密猟が増えるかもしれない」というコメントがあるんですけども、逆に田中先生は専門家として、今、実際に管理手法が機能していないと私は思っているんですけども、田中先生がそうやって「こういうことが起こるから、できないかもしない」とおっしゃるのであれば、むし

る田中先生的にはどういうふうに管理するのがいいと思いますか。専門家として教えてほしいです。

○田中議長 度々申し上げているように、これ全部を役所で管理するのは難しいと思うんですね。ですから遊漁なりプレジャー・ボートなりの全国組織ができることが一番だと思います。つまり、先ほどお話ししているように漁業はそれで貸し借りしたり、いろいろ融通し合うことでうまく運用しているわけですね。そういう実績があるので、それが一番ではないかと思う。

これ勝手にやっていて、言わば道路の交通違反を取り締まるようなものなわけですよ。それを警察庁もないのにできるのかといったら、多分難しいわけですよね。僅かな取締船と、都道府県の船も見張る程度なので。それはできないので、やはり自主的に管理できるような団体がないと難しいだろうなと思っています。

○桜井委員 ありがとうございます。

田中先生が今、すごくいい例えをされていたと思うんですけども、遊漁というのは田中先生よく御存じのとおり、業としてやっているのではなく一般個人、一般国民ですよね。今の道路交通の規制の取締りと全く一緒で、取り締まる機能がないから自動車を運転する一般個人に自主団体を作ってくださいということをずっとおっしゃっていると思うんですけども、逆にどうやってそれを組織化して、何を根拠に組織化してどうやって運用するか、何かアイデアがありますか。あるいは、他の日本国今の事例の中で、一般個人、本当の一般個人の行為規制をしている中で、自主団体をその人たちに作ってもらってルールを周知するみたいな取組をしている例が何かあるんですか。

○田中議長 日本ではよく知りませんけれども、外国にはありますよね。アメリカとか。

○桜井委員 いや、田中先生よくおっしゃっているではないですか。外国の例は参考にならないから日本の中の話をしてくださいと。では、日本で行為規制して個人に任意の団体なりを作つて行為規制を周知させるというのは、どうやってやるのかなと。

田中先生は、いつも団体がないから駄目だとおっしゃっているではないですか。では、法的な根拠も含めて何をどうやって組合なり、飽くまで一般個人をどうやって行為規制するのか。どういうふうにやるんですか。

○高田委員 桜井委員、国際カジキ釣り大会というのがありますて、主に下田でやっているんですけども、全国から多くの船が来ます。それを運営しているのは民間の方々で、そういう人たちがこれからも出てきて自分たちのところをまとめようというふうになって

くれば、漁業者とも話ができたりいろいろなことができてくると思うんですよね。その中で、今、言われたようなことができていくと思うんですよ。

聞きたいのは、これ遊漁と言っていますけれども、私たちの遊漁船は、県に登録もしているし、漁業組合の中の一員だけれども、今後はプレジャーボートが議論に入ってきますよね。そういうことで田中先生も、先ほどのように、密漁者が増えてくるとかそういうことを言わわれているのではないかと思います。

○桜井委員 ありがとうございます。

高田委員がおっしゃっていること、よく分かります。私は遊漁の規制が導入されたときから言っていますけれども、規制対象が遊漁船業とか、例えばプレジャーボートを運行している船長にかかっていて、乗船者に対して監督責任があるみたいな立て付けで組織化して制度を作るなら分かります。先ほどのカジキの大会等で、遊漁船業なりプレジャーボートの船長なりを監督者として組織化するなら分かります。

ただ、田中先生がさっきおっしゃったのは、飽くまで採捕者。密漁の話に関しても一般個人の話をずっとされていると思いますので、しかも現行の制度上は、規制対象者というのは船長だとか遊漁船業者ではなく採捕者ではないですか。それが採捕者ではなく何らか業の方々だったら分かりますよ。ただ、警察の取締りの例を出されているのもそのとおりで、免許を持っているドライバーの人たちは別に自主団体はなくて、免許があつて厳しい罰則があるから管理されているけれども、そういうものではなく一般個人の人たちを組織化してやるのは無理だと思うし、現行制度上は採捕者に対して規制がかかっているわけですから、それを採捕者ではなく遊漁船業者とかプレジャーボートの船長に課すというふうに制度を変えていく議論で組織化しようというなら分かります。田中先生は、そういう区別をされておっしゃっているんですか。その「組織化する」というのが全然分からなくて。どうやつたらいいのか教えてほしいんですけども。

○中島委員 ちょっと議論をもとに戻していただきたいと思うんですよね。今の議論をここでやつたところで正直なところ回答が出る話でもありませんし、また、キャッチ・アンド・リリースについても何か当然やれるような言い方をされていますけれども、漁業者代表からすれば「はい、いいですよ」というわけにはいかないと思うんですよ。

広域漁業調整委員会でキャッチ・アンド・リリースを「いいですよ」と決めるにしても、それまでにかなりの議論をしておかないと——もちろん私もキャッチ・アンド・リリースを100%否定するものではありませんけれども、議論をした上で広域漁業調整委員会に持

っていかないと、私、正直、広域漁業調整委員会で通るとは思えません。

ですからここでそういう議論をするのではなく、最初の議論に戻りまして9月以降どうするんだ、1月以降どうするんだ、その辺の議論を今日はするべきだろうと思いますけれども、いかがですか。

○桜井委員 ありがとうございます。

いや、私が言っているのは、では、9月以降に7月、8月と同じような状況が起こらないためにどうすればいいですか。

○中島委員 それで先ほどから隔日とか奇数日とか、そういう議論も出ているわけですから、その辺を検討すべきだろうと私は思いますけれども。

もう一つ、先ほどから話を聞いていて、桜井委員が言われるように、これだけ海況が変わっていて何が起こるか分からない、それはそうなんですけれども、今は少なくとも今までの知識、情報に基づいて判断していくしかないと思うんですよ。その中で、9月以降はそんなに積み上がっていなかったというのも一つの明るい材料かなと、私はさっき話を聞いていて思ったんですけども、そうはいっても、それこそ海況はどんどん変わっていますので「おまえ責任持てるのか」と言われると持てる話ではありませんが、過去のその辺のことを基に、今年度のやり方をまず決めていくべきだろうと思います。

○桜井委員 議論しているつもりですし、キャッチ・アンド・リリースは、私、何遍も言っていますけれども別にキャッチ・アンド・リリースをしたいわけではなくて、漁期を延ばして資源管理できる手法の一つにキャッチ・アンド・リリースがあると思っているので、それ以外に何かやり方があるんだったらむしろアイデアを出していただきたいですし、議論する必要があるのであれば、中島委員も議論していただけるということだったらそういう会議体を是非作ってほしいので、よろしくお願ひします。

ちなみに、中島委員、9月以降に毎年数量が積み上がってない要因は幾つかあるんですけども、何だと思いますか。これはこの会議でも何度も上げさせていただいているんですけども。

○中島委員 すみません、私、その辺の知識は持ち合わせておりません。研究職におけるわけでもないです。

ただ、先ほどの議論の中で遊漁者の森委員からそういう話が出て、あ、これは一つ光明だなと私は思いました。

○桜井委員 ありがとうございます。

皆さんにお伝えしたいんですけども、9月以降、特に8月に積み上がらないというのではなくて、実は毎年この会議でも水産庁との個別の会議でもお伝えしていますけれども、皆さん御存じのとおり漁場がどんどん北上していくわけですよね。8月、9月は主に釣れるエリアが北海道と青森県になります。これは漁業者の皆さんと同様で、やはり古くからマグロが獲れる漁場ですし、それとほぼリンクする形で遊漁船業の歴史も最も古いです。なので長く釣りをしようということで、今日、再三議論に出ている域内での調整、自肅ということで、キャッチ・アンド・リリースをもともとすごくやっているエリアです。

マグロが新しく釣れ始めたエリアに関しては当然持つて帰りたい人がいるし、新規にマグロ釣りをする人たちがいるので採捕数量が積み上がるんですけども、もともとマグロ釣りとしての市場が完全に形成されているエリアが北海道と青森県なわけですね。そこはそもそもキャッチ・アンド・リリースしているから数量が積み上がらないというのも大きな要因の一つにあるわけですよ。

では、桜井が言っていることは本当なのかどうかも、禁止にされてしまったら分からぬわけですよね。ただ、これはこの管理手法が導入される前から青森県、北海道の船長たちは水産庁の皆さんとの会議にもよく出てきていますし、それぐらい市場が完全に形成されているので、数字だけ見て「少ないから獲れていないんだね」「釣りする人も獲れるマグロもいないんだね」ではないということだけは、中島委員や漁業者の委員の方には御理解いただきたいと思います。

○森委員 中島委員から今年9月以降の話をしようという御意見を頂いて、それはごもっともだと思うので。

キャッチ・アンド・リリースは、先ほど私、言いましたけれども、罰則と取締りとセットにする必要があると思います。そうでなければ多分、違反が続出して「ほら見たことか、できないだろう」と白紙に戻される可能性があると思うので。

また、広域漁業調整委員会を通して文面を変えてやる必要がある、早くても11月という話なので、9月からそこを目指す話は1回横に置かなければいけないのかなと私は理解しています。

更に、キャッチ・アンド・リリースするに当たってバープレスフックを使うとかシングルフックを使うとか、その辺の漁具の規制も必ず必要になってくる。それから船の装備、リリースする装備が必要になってきます。その辺の話もしっかりと準備した上での導入が必要だと思うので、来年4月をまずは目指していくのがいいのかなと。今、ここでは9

月からどうしようという話で、キャッチ・アンド・リリースは1回置いて話をしたいかな
と思います。

○中島委員 私もそう思います。

○桜井委員 ありがとうございます。私もそれで異論はないので。

先ほど広域漁業調整委員会は11月とおっしゃっていましたか。横に置いておいてもいい
んですけども、横に置いておくと永遠に同じことを繰り返すというのがくろまぐろ遊漁
規制始まって以来ずっと続いていることですので、中島委員、高田委員もおっしゃっていた
ようによく議論が必要だということであれば、11月に広調委が開催されるというスケジ
ュールが決まっているとすれば、それまでに専門委員会を開催するなり、専門委員会とは
違う何らか任意の勉強会を開催するなりで来年以降の議論の機会をきちんと作ることを、
ここで一定合意を得たいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

私も、では9月にすぐできるかといったらそれは難しいだろうというのはよく分かって
います。今日も一定議論はできたんですが、横に置いておくのではなく、今後どうやって
その議題を消化していくか、ちょっとアイデアを頂けませんか。

○中島委員 水産庁の考え方はまた別途あると思いますけれども、私の意見として、キャ
ッチ・アンド・リリースに対する漁業者の不信感、こういったものがあると思います。正
直、私もそういうものを持っていましたし、私もこの専門部会に出たことによって、遊漁
者の皆さんと話をして「あ、そういうこともありかな」とは感じています。ただし、やは
り漁業者の皆さんというか、漁業界の皆さんとの理解を得る必要があると思う。だからこう
いう厳しい取扱い——今まで遊漁者の皆さん、とても真摯に議論してきているなと私は思
っています。だからこれを繰り返すことによって時間を掛けて理解を得ないと、9月とか
来年4月とかいう話になるとちょっと厳しいかなというのが正直、私の気持ちです。

○桜井委員 ありがとうございます。

何度もお聞きしますけれども、中島委員以外の漁業者の方、ブロック会議でも個別でも
よくお話ししているので、理解しているつもりです。なのでキャッチ・アンド・リリー
ースは飽くまで手段の一つで、別にそのほかに管理手法があればいいというのはもう何度も
お伝えしていますが、ただ、それをお伝えした上で1点確認なんですが、これもこの専門
部会で私、確認しましたけれども、採捕禁止の指示以後にキャッチ・アンド・リリースす
るのではなくて、60トンだったら60トンの遊漁の枠の中でキャッチ・アンド・リリースす
る期間と採捕する期間を運用する、これでも抵抗感がありますか。

過去の会議でこの話をしたときに、中島委員、高田委員はそういう発想、やり方はそもそも発想がなかったので、それであればそんなに反発はないというような趣旨の発言をされていますけれども、60トンの遊漁の枠の中でキャッチ・アンド・リリースをすることに對してさえ抵抗感があるんですか。禁止以降ではなく。

○中島委員 全体的にキャッチ・アンド・リリース——すみません、ちょっと話が長くなりますが、今年の山口県の実態をお話ししますと、5月に一気に漁業者の水揚げが積み上がりました。積み上がった時点でもう出漁停止ということで漁業者自らやっていまし、定置網についても5月に大分入りまして、ただ、定置網の漁業者の皆さんにはメインが冬場だということで、早めに放流しようということまで決めてやってきています。それだけ真剣に取り組んでいることは理解していただきたい。

そういう中で「キャッチ・アンド・リリースだからいいよ」といって沖に出られると、漁業者意識としてはちょっと反発があるのかなと思っています。

ただし、この前、桜井委員が言われたように60トンの枠内でやるのであれば、考える余地はあると私は思っています。例えば私、渓流釣りをやりますけれども、キャッチ・アンド・リリースがいいなら1月、明日からでも行くよとこの前も私、言いましたけれども、禁止期間でなかつたらキャッチ・アンド・リリースもありかなと。渓流もですね。

その辺の整合をいかにして取っていくかは問題になるんですけども、60トンの枠の中で、ここで「いいよ」と言うわけにはいきませんけれども、考える余地はあるし、また「キャッチ・アンド・リリース」の定義付け、こういったものもしっかり議論しておく必要があると思っています。

○桜井委員 ありがとうございます。

もう続けません。これで終わりにしますけれども、そうしたら、大変申し訳ないんですけども、60トンの枠内で、さっき正に中島委員が放流している、努力をしている漁業者もいるとおっしゃっていたのと全く同じだと思って、60トンの枠内でどんなマグロの釣り方、どんな漁法をするかは漁業者の方と同じだと思うんですね。キャッチ・アンド・リリースというのは遊漁特有の釣り方の一つであって、60トンなり何なりの遊漁者に与えられた枠の中でどんな釣り方、どんな遊漁船の営業をするかという手法そのものに物すごくこだわりを持って負の感情を持つ漁業者の方がいるというのは、私、余りイメージが湧かないんです。

採捕禁止後に船を出して、マグロを釣って「逃がしているからいいだろう」というのが

いれば、それは私も漁業者の立場に立ったら許せないのは分かるんですけども、60トンなり何トンなり与えられた枠の範囲でどんな釣り方をしていて、それが許せる、許せないとおっしゃっていたり感じるということがもしあれば、それは一つ一つ解消していく必要があると思いますので、どういう意見が出ているのかを、キャッチ・アンド・リリースなりマグロ遊漁の管理をどのようにやっていくかという次の議論のときまでに、是非声を集めさせていただけと一つ一つ解消できるのかなと思うので、是非よろしくお願いします。

なので、もとの議論に戻すために、今後の検討スケジュール的なことをもう一度質問しますけれども、11月の広調委までに、要は来年度の管理手法そのものに対して議論しないといけないとなったら、どういう会議でどういう議論をしていただけそうですか。水産庁に質問しています。

○中村室長 何が可能かは考えたいと思いますけれども、ちょっと事務的なお話もあって、予算的な措置もありますので、部会を潤沢に年中開けないというところもございますので、どのような対応が可能かも含めてそこは検討したいと思います。

○桜井委員 検討するということは、そういう話合いがされない可能性もあるという理解で合っていますか。何らか話し合い、議論する機会は設けられるということでしょうか。

○中村室長 議論できるような機会は、作っていきたいとは思います。

○桜井委員 それは11月までに作らないと、そもそも11月の親委員会で議論しなければいけないので、スケジュール的にはかなり難しくなる。横に置いておいてもいいんですけども、では、今日話さなかったらいつ話すんだという話になるし、ゆっくり理解を得ていくというのも分かりますけれども、遊漁者の人たち、特に遊漁船業者の人たちは本当に生活がかかっている。

特に今年は8月1日に停止させられてしまって、キャンセル代も含めてもう本当に営業が大変なんですよね。現場の人たちからすると、もう一刻の猶予を争う緊急事態なので、横に置いておいてとか、事務規程上、制約があるのは私もよく理解しているんですけども、それを毎年繰り返していると、ではいつ管理できるようになるんだという話になるので、議論を横に置いておくのであれば一定のスケジュール感で皆さんの合意を得たいと思いますけれども、いかがですか。

○中村室長 議論の中身もあるとかと思いますし、また、広調委自体は直近が11月ですけれども、その後、例年ですと2月頃に開催されますので、当然そこに間に合えばそこに乗せて翌年度ということもありますし、中島委員が言われたように、そういうスケジュール

ありきではなく議論を深めていくというようなやり方もあるんだろうと思います。

○桜井委員 中島委員、高田委員、いろいろなお立場上なかなか議論しにくいことは当然にあると思うので、オフィシャルな、こういう議事録が残る会議ではなく、もうちょっと平場でそもそも遊漁をどう扱っていくかを是非議論したいし、どうやって漁期を延ばせばいいかというのは私からするとすごく重要課題なので、そういう議論をしていただきたいんですけども、よいですか。

○高田委員 是非会って話をしたいですね。

○桜井委員 漁業者の方もいいとおっしゃっているので、是非水産庁の皆さん、そういう勉強会なり会議体、くろまぐろ遊漁専門部会より一つ位置づけを下げた平場の議論を来年度の制度の議論をするまでに。それがあれば別に議論を置いておいてもいいと思いますが、それをやらないと「今日は一旦置いておいて」とやると、本当に毎年毎年繰り返しになるので。

高田委員も中島委員もいいと言っているので、水産庁でもよろしくお願ひします。

○櫻井課長 管理調整課長の櫻井といいます。7月の人事異動で管理調整課へ移ってきました。

今、ずっと議論を聞いていましたし、過去4回、議事録はまだ公表していないものもありますけれども、事務的な記録として残っているものは全部拝見しました。いろいろなギャップ、いき違いもあるなと思っています。

それから、今日見ていて思うのは、キャッチ・アンド・リリースの捉え方自体にもかなり差があるなど。私は、いろいろな経緯があるのですが、ライセンス制はすごく危ない言葉だとずっと言っていて、いろいろな人が遊漁のライセンス制と言うんだけれども、見方とか思うことがみんな違うから、余りライセンス制という言葉を軽々に使うべきではないとこの5年ぐらいずっと言っているんですけども、キャッチ・アンド・リリースもちょっと似た言葉かなと思っていて、これぐらいいろいろな捉え方があるから、桜井委員がおっしゃるように、こういう公式の場ではないところも含めて、水産庁ももちろん関わって、いろいろなノウハウだとか何とか、たたき台を作れというなら私は作ってもいいと思いますし、そういうことも含めて皆さんと御相談しながらやっていけばもっといいものができますし、やっていけるのではないかと思っています。

そういう意味では、こちらで引き取らせてください。キャッチ・アンド・リリースについて前向きに、少しテクニカルなこと、それから、今まで何度も出てきましたけれども、

行政上の都合もあるんですよ。「遵守」という言葉があって、簡単に言うと「やらせる」という意味で、その一環が取締りなんですが、そういうことも含めて皆さんに考えていただく必要があると思うので、早急にやりましょう。そこはここで確約します。

お声掛けしますので——どこにどうやって声を掛けるかというのにはありますけれども、そこも含めて事務方には検討させますし、近いうちにセットするように動きますので、今日は議論を先に進めていただければと思います。

○桜井委員 櫻井課長、ありがとうございます。私、今、感動しました。水産庁の皆さんとこの問題に取り組んでもう4年目か5年目になりますけれども、いつも私、別にキャッチ・アンド・リリースさせてくれということではなく、議論した結果、もうあらゆることを議論し尽くした結果、こういう制約があるとかこういうハードルがあるからできませんという結論が出ているなら別にいいけれども、いつも何の疑問もせずにできないと。特に田中先生などはいつも「たられば」というか、リスクの話をされていますけれども、リスクもやってみないことにはどう考へても検証できないんだから、とにかく議論してほしいと思っていましたので、そういう言葉を頂けたのは、私、この問題に取り組んで本当に毎度毎度時間の無駄だなと思っていたんですが、やる気が出ました。ありがとうございます。

○菅原委員 私も櫻井課長のおっしゃっている——サクライさんが2人いるからやりづらいけれども、課長のおっしゃっていることはそのとおりで、非常にいい発言だと思います。

もう一つ言わせていただければ、私もどちらかといったら、前回までの発言を聞いてもらっても分かるとおり、どちらかといったら私、漁師さんサイドの発言の方が多かったと思うんですよ。私自身もちょっと前まではキャッチ・アンド・リリース、マグロは泳いでいないと駄目なんだから、止めてしまったらアウトだろうと思っていたんだけども、やはりいろいろな方々からいろいろな資料を頂いて、自分でもいろいろな資料を読むことによって「あ、これって生きるんだ」と勉強したんですね。

やはりいろいろなことをやっていくに当たって私、漁師さんサイドにもお願いしたいのは、「海は俺のものだ」と言っているだけではなくて少しは勉強していただければ、キャッチ・アンド・リリースという手法、同じ手法をやっていくと止めた魚でも蘇生できるんだということを理解してもらったら、漁師さんだって助かる面が物すごくいっぱいあるのではないかと思うんですよ。なのに、何か知らないけれども勉強も何もしないで「ここは俺のものだ」と言っている人が非常に多いのが何か解せないなと思うんですね。

一次産業を農林水産省が守っているというのは当然のことだけれども、一次産業に携わ

っている農家の人たちで、自分の田んぼや畑でたばこを吸っている人間、いますか。誰か一人でもそんなことする人、いますか。でも、私が見てきた漁師たちは、網を揚げながらくわえたばこでぼんぼん海にたばこを投げている。「自分の畑だ」と言いながらそんなことをやっている。そんなことをする前に少しは勉強したらどうなんだと思うことがいっぱいあるんですよ。

だから少しはそういうことも考えていただいて、ただ単純に感情論だけではなくて、世界中にいろいろな文献があるから少しはそういうものを自分たちで勉強してもらうことも必要ではないのかなと思って、次のことに進めたいと思います。

○桜井委員 ありがとうございます。

○田中議長 ありがとうございました。課長の前向きな発言に感謝します。

前にもちょっと言ったことがあるんだけども、会議というのはこういう公式の場で議論したことで決まるのではなく、ロビイングといって会議の外での本音の話合いで決まるものなんですよ。なので、是非とも進めていただきたいと思います。キャッチ・アンド・リリースの議論も大幅に進むと思います。特に漁業者に理解してもらえば、大きな進展があるのではないかと思っていますけれどもね。そこが一番のネックではないかな。

……ということですが、時間も大分たったので、ここで休憩を入れたいと思います。

15時45分再開ということで、よろしくお願ひします。

午後3時31分 休憩

午後3時45分 再開

○田中議長 定刻になりましたので、会議を再開したいと思います。

大分いろいろ議論してきましたけれども、9月以降どうするかということで、今、水産庁の課長から別に会議を設けるということだったので、取りあえず最低9月だけ決まればいいのかなということですけれども……

○柏瀬委員 今までいろいろ議論してきたんですけども、取りあえず今日の会議としては、9月以降どうするかを決めていかなくてはならないと思います。

キャッチ・アンド・リリースの件等は、やはり親委員会に諮らないと決められないということで、キャッチ・アンド・リリースの件は置いておいて、今、できるところでどうしたらいいか考えたんですけども、取りあえず9月、10月、11月、12月は過去のデータからもそれほど積み上がりが急速でない実績がありますので、取りあえず9月、10月辺りまでは今までと同じように5トンで、実績を見ながら超えそうな場合には採捕禁止の指示を

発出していくという方向でやって、その積み上がりを見つつ、それ以降に関して考えたらいいのかなど。

実際に、その間にキャッチ・アンド・リリースの考え方ですとかいろいろ議論しつつ、ある程度方向性が固まってキャッチ・アンド・リリースの考え方とか管理手法の新しいアイデアが出てきたら親委員会に諮って、新しい方法が年明けからできるかどうかはスピード感的に難しいですけれども、考えればいいのかなど。

一つとしては、やはりデータを取るという意味からも、各月可能な限り採捕はしていった方がデータは取れるのかなと思います。万が一60トンを超えるようなことがあれば、極力そういうことがない方がいいんですけども、お示しいただいた超過分の考え方とか、だから実質、年明けは全く去年と同等に採捕できない状況に陥るかもしれませんけれども、当座はそんな形でやつたらどうかとは考えています。

ただ、前の議論に戻ってしまいますけれども、やはり資源管理、要するに今まで基本的には自主管理というところでやってきた中で、やはりTAC管理を進めていくということになって、これは漁業者の方も我々遊漁者も、日本では初めての新しい試みですのでいろいろ問題は出てくると思うんですけども、先ほど菅原委員からもありましたけれども、「今までこうだったから」という既成概念は捨てて、新しい、よりよい方法がないのかを関係者みんなで考えて、よりよい方法を構築していかなければなと非常に感じました。

○森委員 柏瀬委員の言う毎月5トンでいくと、今、残り20トンぐらいだと思うので年内で枠がいっぱいになる可能性が非常に高くて、1・2・3月、特に2月、3月のデータは去年も取れていませんので、データを取る機会を作るという意味でも、私は案2の2.7——今、休憩時間中にほかの委員ともお話ししたら2.7という数字は半端ではないかという話があって、2.5にして残りを調整に使うという感じでどうかなと思うですが、どうですか。

○柏瀬委員 そうですね、5トンにこだわる必要はないと思うんですよ。何かいい方法があれば、例えば9月、10月、11月、12月は2.5トン目安で上限を考えながらやっていくというのも、もちろんいいと思います。

○菅原委員 賛成。

○中島委員 水産庁に質問ですけれども、昨年の取り控え、2.何トンでしたか、これは今年度に追加しても漁業者の皆さんからそんなに問題は出ないと思うんですよ。だから、その2.8トンでしたか2.9トンでしたか……

○中村室長 2.1トンです。

○中島委員 2.1トンをバッファとして置いておいてもいいのかなと私は思います。だから2.1トン+2.5トンにして、3.ちょっとになりますかね。それをバッファにしておくのもいいのかなと思います。

その2.1トンに対しては、漁業者もやっているシステムですから、そこは文句は出ないのでないかと思います。

○田中議長 よろしいですか。切りのいいところでないと現場が混乱するので、3トン。

○中村室長 2.5トンにすることによって、0.2ずつ残りますので1.2トン残って、プラス2.1トンになります。

○中島委員 毎月を3トンにするのではなくて、2.5トンにして最後のバッファとして置いておく。

○田中議長 もとの案のとおりで、2.5トンで余ったものは留保というか、バッファとして留保しておく。

○中島委員 6月、7月の事例もありますので、若干オーバーしたときのバッファということで置いておいたらいいのではないかと思いますけれども。

それともう一点が、先ほど意見が出ていましたけれども、1月以降、例えば日数を制限というか何日間と決めるというのも、私は一つの案として、遊漁者の皆さんから出されるのであればそれも一つやり方としてあるのかなという気がします。2.5トンでずっといく中で、1月以降、事前に日にちの目安を決めるということはありかなと思います。

○田中議長 それは、今日決めるのではなくてということですか。今日決めてもいい……

○中島委員 3月までのやり方は、決めておいた方がいいのではないか。

○田中議長 分かりました。

そういう提案ですけれども、では、日数についてはどのように提案されますか。過去の平均とかそういうことで、積み上がりの見積りから出すか。

○中島委員 すみません、私が要らんことを言ったばかりにあれですけれども、要は、遊漁船の方々が予約を打ち切るとかそういった事例があるということであれば、ある程度の日数は決めておくのも一つの手かなと思いますので、そこは皆さんのお見解で決めていただければと思います。

○森委員 日数を決めるに当たって、例えば1月以降、月の頭3日間で1回ストップするとなります。まだ余っていますとなつたときに、もう一回「10日はどうぞ」と1日釣りをさ

せてみる、また5日後の15日にもう一回釣りをさせてみるとか、そういう調整は可能ですか。

○櫻井課長 ポテンシャルとしてはあると思います。いろいろな不確実性がある中で、さっきちらっと話が出ていたと思いますけれども、1日、2日と台風が来て枠消化ゼロみたいなこともあり得る一方で、ほぼ順調に消化して残り0.何トンみたいな話になったとすると、もう一日どこかで解禁したらぼんとなってしまう可能性もあるわけで、そこはもう様子を見ながらとか、運用の一環としてある程度管理部局の方に持たせてもらうことでしかないけれども、ポテンシャルとしては、そういうやり方もありだと思います。

○中村室長 解禁の方法も考えないといけないです。今回、逆パターンですけれども、前日に言われても対応できないよ、では何日前ならできるんだというところで、またいろいろな意見を頂かないようにすることは考えないといけないと思います。

○田中議長 いろいろ意見が出ているんですけども、少なくとも例年の状況から「目安として何日ぐらい」というのは出せますか。それだけでも情報としては役に立つのではないですか。今月は3日ぐらいで終わりそうだとか。

○中村室長 月単体で管理していたことが、後半はあまりないです。令和6年度、今年1月は単月で管理したんですけども、そのときは採捕可能日数が8日間でした。その前は、もう丸めてしまって1から3月ということでやっていますので、それをどう評価するかというのもありますが、3年目は6トンの枠に対して23日でしたし、R4年の2年目については12.6トンに対して実績が15.3トンと上回ったんですけども、採捕可能日数は14日間でした。

○森委員 その以前のデータで、1日最大どれぐらい釣れていたのか。例えば十何日間のうち釣りが可能だった日が何日間あったのかも知りたいところです。

もう一つ、今年の4月は単月だったと思うんですけども、同じ海域だと思うので、時期が違うので釣れ方が違う可能性もありますけれども、同じ海域の釣りで、参考にはなるのかなと思います。

○中村室長 今年4月については、今日の資料の1ページを御覧いただければと思いますけれども、採捕禁止期間が4月9日からでございますので、8日間の採捕可能日数があった状況でございます。

○田中議長 私の意図は、水産庁が出すとまたいろいろ責任もあるということになるので、データを公表して、あとは判断してもらうというのも一つのやり方かなと思うんですよ。

実際、現場でやっている人たちの方が詳しいから。過去あの年はこうで今年はこうでという比較から「今年はこんなに長持ちしないな」とか、いろいろ見当がつくのではないかと思うわけですよ。だから、できればそうしていただけると業者も助かるのではないか。

○中村室長 どこまで公表できるかはありますけれども、先ほどお話にあった、打合せに応じてそういう資料を作っていくことは検討したいと思います。

○田中議長 ちょっとその点、枠の話と日数の話と今、リンクしているので、日数を役所の方で出すのか、それとも今、言ったような形で出すのか、その辺を決めないといけないので。それとも全く出さないのかという。

今、要求があったのは……

○中村室長 直近だけの実績でいきますと、今年4月が8日間、今年1月、昨年度管理期間の1月、水域はJ1ですけれども、これも8日間という状況ではございます。更にもう一つ言いますと、昨年度の4月から5月、実質4月で止まっていますけれども、ここは採捕可能日数が5日間という状況でございます。

○田中議長 感じで言うと、参考資料4にあるようなものと海域がセットになっていればいいですかね。もうちょっと詳しいものが欲しいですか。これぐらいあつたら結構予想がつくのではないかと思いますけれども。

○森委員 今、聞いた話だと、1日でばんと積み上がる可能性は少ないのかなと。ただ、枠が3トンと考えるとどうかなというところではありますけれども、今、聞いた話だと平均したら5日から10日の間ぐらいだと思うんですけども、普通に今までどおりに解禁して様子を見ながら止めるので間に合うぐらいのペースなのかなと思ったんですけども、ほかの委員はどうでしょうか。

○菅原委員 今年4月は8日間になっていますけれども、1日から3日まで時化でいて、出られていないんですよね。4日から釣りができる、実質は多分3日ぐらいで終わっていると思います。

天候を読むというのはなかなか難しいことだから、日にちを決めることが果たして可能なのかどうか、私の中ではちょっと疑問符が付くんですね。

○田中議長 どうですかね。そうすると、こういった参考になるものを出してもらった方が業者としては助かるかもしれませんね。

○中村室長 準備はさせていただきます。すみません、今日は準備できていませんので、お配りできません。

○田中議長 ここでそういうものを同時に参考資料として公表することと、最終的に決まったのは3トンでしたっけ……

○中島委員 2.5トン。

○田中議長 そうですね、バッファとして取っておくということですね。3月まで毎月2.5トン。

○中村室長 9月も2.5トンですか。

○中島委員 いえ、さっきの計算では9月、10月が5トンではありませんでしたか。

○田中議長 もう一律全部2.5トンにするということと、残りはバッファにする。

そして過去の操業日数、どれぐらい掛かったかを2年分、参考にはなるので、それも同時に資料として公表してもらう。

○森委員 去年からの繰越しの2.1トンがあるなら、今、案2で2.7トンになっているところをわざわざ2.5トンに下げる必要もないのかなとは思うんですよ。会議で遊漁者代表が揃いながら何で数字減らしているんだという話になってしまふと思うので。2.1トンのバッファが既にあるので、この2.7トンのままでいいかなと思いますが。

○中村室長 ここの2.7トンは、9月を5トンで管理した場合、残り6か月で2.7トンですので、9月以降であれば毎月3トンです。

○森委員 では、3トンでいいのではないですか。9月だけ5トンにする必要もないのかなと。均等に。

○中島委員 技術的に、今からの通知が間に合うのかどうなのかというところですね。

○事務局 今からホームページにして周知を開始すれば。

○森委員 もう一点いいですか。

8月に採捕実績を見ずに止めたことに対して、遊漁者からすごく不満が出てはいたんですよ。私からすると、6月、7月が大幅に超過していることも鑑みて、こうせざるを得なかつたと理解はしています。というのはこういう会議に出ていますし、どういう考え方で止めているかも理解しているので、私は理解できました。

一般のアングラーの方々から不満が出たのは、多分そういう情報の公開が足りていなかった分、不満が出ているのかなと思ったんです。だって今回、9月以降、本当は5トンだったはずのところが3トンになりました、何でそうせざるを得ないのか。日本の漁獲枠1万何千トンの中の60トンが遊漁にあります、それを絶対超えてはいけないんだということをもっと説明して、そして仕方なく9月以降3トンにさせていただきますという周知がも

っとあれば、不満も少しあるのかなと思います。

○中村室長 ありがとうございます。

周知の方法を含めて、改善できるところはしていきたいと思います。

○田中議長 ありがとうございました。

ほかに御意見よろしいですか。なければ毎月3トンということで、補助情報として参考資料4のようなものと海域の情報を公開してもらう。それから経緯についても、オーバーしていたことを鑑みて8月は早めに打ち切ったという説明を情報として、これはウェブ上でですよね。公開してもらう。

以上3点でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○田中議長 ウェブ参加の方も、よろしいですか。

(異議なし)

○田中議長 特段御反対もないということで、以上のようなことで決定させていただけたと思います。

事務局におかれましては今回の議論の内容を踏まえまして、しっかりととした管理をお願いしたいと思います。

それでは、議題①はここで閉じさせていただきまして、資料2についてですが、資料2は何でしたっけ。

○中村室長 資料2は、委員会指示に基づく遊漁者等のくろまぐろの採捕に関する届出制の違反者への対応方針（案）、1枚紙でございます。

○田中議長 では、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○中村室長 時間の都合もありますので、簡単に御説明させていただきたいと思います。

これは前回、中島委員から、これまでこういった違反があったときの対応方針について親委員会に報告していたけれども、それについて資料を作成し、かつこの場でも示していただければというお話をございましたので、作成したものになります。

採捕の委員会指示ではなくて、来年4月1日から導入予定の届出制に関する違反者への対応方針ということで、考え方としましては、委員会指示、裏付命令が出て、更にそれにも違反すれば罰則がかかるというやり方か、裏付命令を出す前に、新しい制度でございますので指導をかまして、指導にも従わなければ裏付け令を出す、それにも従わなければ罰則がかかるという3ステップ制と、やり方があろうかと思います。

今回御提示させていただいているのは、採捕の規制が今は1回目から裏付命令を出して対応させていただいているので、その対応がずれると混乱を来すおそれもございますので、ここは採捕の規制に合わせまして、届出であっても1度目から裏付命令を出す方針で考えてございます。

なお、届出でございますので、裏付命令に従って届出をしていただければ、その次の罰則はかかるべくないと考えているところでございます。

○田中議長 ありがとうございました。

これは「太平洋」になっておりますけれども、3海区ですよね。

○中村室長 すみません、3海区全てにおいてこういったものを作成することになります。

○田中議長 中島委員、よろしいですか。

○中島委員 結構です。

○田中議長 ほかの委員の方、何か御質問等ございますでしょうか。

特段なければ、委員全員出席の下、全会一致した事項として取扱いをさせていただけたいと思います。

なお、本件につきましては広域漁業調整委員会にも報告したいと思っております。ありがとうございました。

それでは、最後になりますが、資料3、遊漁によるくろまぐろの採捕に関する広域漁業調整委員会指示改正（案）についてです。

事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

○中村室長 資料3-1と3-2を御覧ください。

これは届出ではなく採捕の方、現在発出されております採捕に関する規制の委員会指示になります。

その中の、2ページ目の「四 報告」を御覧ください。

届出制を進めていくことがこの部会でも決まっておりましたので、それに当たりまして、届出をしていただいた方に対しましては事務局から届出番号を出させていただきます。このため、遊漁者が採捕した場合に採捕の報告を上げるに際して、これまで採捕した方のお名前、住所等々報告していただいているが、その中にこちらが付した届出番号を書いていただきまして、本人とひも付けて管理していくかたいというものです。

3ページ目にございますが、附則としまして、これは届出制の開始に合わせて令和8年4月1日から施行することを考えてございます。

資料 3－2 につきましては、それを新旧表に落として書いたものになります。

あわせまして、参考資料についても簡単に御説明させていただければと思います。

参考資料 1 につきましては、これまで御議論いただきました届出制に関するものでございます。前回御議論いただきました届出期間をどうするかというお話でございますけれども、遊漁者については皆様御異論なかった 1 営業日前までにしていただくということでございますけれども、船を持っている方、遊漁船業者と遊漁船以外の船舶を運行する者、P B の方々については、基本的には令和 8 年 1 月 1 日から 3 月 20 日までに出していただくことを考えてございます。

ただし、委員会会長が別に定める要件に適合する方にあっては、その期間を超えても届けてを受け付けるといった運用にすることを考えてございます。

では、その要件がどういったものかにつきまして参考 2 を御覧ください。

これにつきましても前回、様々御議論いただいたところでございますけれども、表にあるように、新たに船舶を取得した方、あるいは遊漁船業の登録を受けた方、あるいは災害に被災した方、これらの方に関しまして届出を受け付けていくということで、それぞれ提出書類があるかと思いますので、そういったことも併せて表の中に整理させていただいたものでございます。

最後に、参考 3－1 と参考 3－2 でございます。

行ったり来たりで申し訳ありませんが、これも採捕の方の委員会指示に関するものとしまして、その事務取扱要領でございます。内容としましては、先ほど申し上げましたように、採捕したときの報告事項として届出番号を書いていただくということで事務的に規定を修正するとともに、採捕実績報告書の中にも番号を付すよう様式の修正を行っているところでございます。

資料の説明は以上になります。

○田中議長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か御意見ございましたらお願いいいたします。

これは今まで議論したことを取りまとめたものになろうかと思いますが、よろしいですか。

○中島委員 すみません、今、参考 2 の説明がなかったんですけども、参考 2 についてよろしいですか。

○中村室長 すみません、参考 2 については簡単に御説明させていただいたんですけど

も、参考2を御覧いただいて、どういう場合に期間を過ぎた届出を受け付けるかにつきまして記載しております。

○中島委員 あつたね。すみません。

○中村室長 では、提出する書類についてもう少し詳しく御説明させていただきたいと思います。

一つ目の、新たに船舶を取得した場合に必要になるものでございますけれども、船舶安全法に基づく検査証書が交付されると思いますので、その写しを添付していただく。これは漁業の届出でもそうですけれども、プラス以下の書類のいずれかということで、小型船舶の場合は小型船舶登録事項通知書が出ますので、これの写し。漁船法であれば、漁船として登録したときに交付される登録票がございます。また、これら以外にも新たに船舶を取得したことが分かる書類を添付して、届出をしていただくことを考えてございます。

二つ目の、新たに遊漁船業の登録を受けた場合につきましては、次の書類のいずれかを考えてございます。これは遊漁船業法に基づく手続の中で、登録に際して通知するというようなことがございますので、この通知を添付していただく。あるいは施行規則の中で様式が定められておりますので、この様式について添付していただくことを考えております。

最後、三つ目でございますけれども、被災して届出期間に届け出ることができなくとも認める場合でございますけれども、右にございます以下の書類ということで、災害対策基本法に基づきます市町村長から交付された証明書、り災証明書と呼ばれるもの。あるいは各自治体が発行いたします被災証明書、こういったものを付けていただくことを考えてございます。

○中島委員 すみません、細かいことを言いますけれども、この前からちょっと議論していたところで、（1）の新たに船舶を取得した場合、船舶検査証書の写し及び以下の書類のいずれかということで——そうか、「いずれか」か。例えばプレジャーボートであれば、①だけがよろしいわけですね。

これ、③は必要ですかね。①を見ればもう登録時点で分かるんだけれども。

○中村室長 すみません、こちらとしても念のため入れておいたところがありますので、では、③は削るようにしたいと思います。

○中島委員 あわせて、新たに船舶を取得したという形になっていますけれども、漁船の場合、例えば私がA丸という漁船を持っていて、今まで漁業だけに使っていた。ところが「遊漁に釣れていってくれ」と言う人がいるから安全検査を受けましたということで、新

たに漁船は取得していないけれども安全検査を受けましたという事例が出てくると思うんですよ。だから（1）のところで、細かいことを言って大変申し訳ないんですけれども、新たに船舶を取得した、又は漁船にあっては新たに安全検査を受検したということで足りるのかなという気がしていますけれども、いかがでしょうか。

○森委員 プレジャー・ボートからマルツリにした場合等も出てくるかもしれませんね。

「登録を変更した」とか、そういう文言でもいいかもしれませんね。

○中島委員 それもあり得ますね。

○中村室長 （2）もあるので、遊漁船登録を新たに受けた場合も該当します。このため、中島委員が言われるように漁船を持っていてPBとして使われたいという場合については、書きぶりを含めて、ちょっとこちらで引き取らせてください。

○中島委員 すみません、要らんことを言いました。

○田中議長 ほか、よろしいですか。

それでは、これは広調委に報告しなければいけない内容なので、今の修正点を修正することをお認めいただいたという前提で、御承認いただけますでしょうか。

（異議なし）

○田中議長 ありがとうございます。

それでは、一部文言修正ということで、委員全員の一致した事項として広域漁業調整委員会に報告したいと思います。ありがとうございます。

それでは、議題②その他ですが、委員の皆様から何か御発言ございますでしょうか。

ウェブ参加の方も、もうよろしいですか。大分時間も経過いたしましたが。

特段なければ、次回の内々の会合で思い切り発言していただくということで、以上、本日予定しておりました議事についてはこれで全て終了いたしました。

また、議事録署名人として指名させていただきました高田委員と柏瀬委員のお二方には、後日、事務局から本日の議事録が送付されますので、よろしくお願ひいたします。

なお、議事録につきましては後日、水産庁のホームページで公表させていただきます。

それでは、これをもちまして本日の合同会議を閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

午後4時21分 閉会